



病気・ケガ・介護・賠償責任など様々なリスクに対応！

団体総合生活保険

お手続きは
e-CHOICEから！
詳しくはP.7

日常生活や天災によるケガまで幅広く補償！

① 傷害補償

日本国内外を問わず、日常生活やレジャー等で起こる急激かつ偶然な外来の事故によるさまざまな「ケガ」に対応！



スポーツ中のケガ

交通事故によるケガ

天災によるケガ



旅行中のケガ

ゴルフ中のみプラン*1もあります

*24時間補償と重複加入はできません
*1 ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット

お支払いする保険金

ケガ*2で事故の日から180日以内に死亡されたり、後遺障害が生じた場合や入院・手術*3・通院*4をされた場合に保険金をお支払いします。

- *2 ゴルフ中のみプランは、国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中にされたケガが対象となります。
 - *3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 - *4 1事故について90日を限度とします。
- ※病気や特定感染症による死亡・入院・通院等は対象になりません。

ご加入プラン・保険金額・保険料

保険期間1年、団体割引25%、損害率による割引率10%

本人型	24時間補償 (天災補償あり) NEW!		ゴルフ中のみ (天災補償なし)
	S15 最高2口	S16 最高3口	S7 1口のみ
死亡・後遺障害	150万円	—	500万円
入院(1日あたり)	1,500円	1,000円	10,000円
手術	入院中:入院保険金日額の10倍 入院中以外:入院保険金日額の5倍		
通院(1日あたり)	1,500円	1,000円	5,000円
保険料(月払)	590円	300円	140円

①～④にご加入できる方(被保険者・補償の対象となる方)

メディパルグループの役員および従業員ご本人とご家族(配偶者*5、同居の親族*6、別居の扶養親族(子ども・父母))

保険の対象となる方(被保険者)の範囲

※「②個人賠償責任」の24時間補償(家族型)プランと「③携行品損害」の携行品基本(家族型)プランは、被保険者ご本人とその配偶者*5、被保険者ご本人またはその配偶者*5の同居の親族*6および別居の未婚*7の子が補償対象に含まれます。

※「②個人賠償責任」についてご本人が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- *5 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。詳細は別冊をご覧ください。
- *6 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 *7 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※傷害補償(24時間補償プラン)の保険料は、被保険者(補償の対象になる方)の職種級別によって異なります。上記保険料は「職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等)」と「職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)」を加重平均して算出しています。

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

保険期間

2025年6月1日 午後4時～1年間

以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

※掲載されていないプランについては、別冊をご確認ください。

保険料控除開始月

8月給与(月払)

「他人への法律上の損害賠償」など日常生活のリスクに対応！

② 個人賠償責任

24時間補償プランは、国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…

- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



ご加入プラン・保険金額・保険料

保険期間1年、団体割引25%、損害率による割引率10%

	24時間補償 (家族型) B1	ゴルフ中のみ (本人型) B2
	保険金額	国内:無制限 国外:1億円
免責金額 (自己負担額)	0円	0円
保険料(月払)	180円	50円

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

③ 携行品損害

携行品基本プランは、国内外において、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

例えば…

- 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- 外出中、ハンドバッグをひったくられた。



ご加入プラン・保険金額・保険料

保険期間1年、団体割引25%、損害率による割引率10%

	携行品基本 (家族型) K1	ゴルフ用品のみ (本人型) K2 K3 K4		
	保険金額	30万円	10万円	30万円
免責金額 (自己負担額)	5,000円	0円		
保険料(月払)	180円	60円	150円	220円

④ ホールインワン・アルバイトロス費用

(※ホールインワン・アルバイトロス費用のみの単独加入はできません。
①傷害補償 ②個人賠償責任 ⑤医療補償 ⑥がん補償 ⑦介護補償 ⑧退職補償 のいずれかにもご加入いただく必要があります。)

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバイトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…

- ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



※ホールインワンまたはアルバイトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

ご加入プラン・保険金額・保険料

保険期間1年、団体割引25%、損害率による割引率10%

本人型	H1	H2
保険金額	20万円	50万円
保険料(月払)	150円	430円

メディパル生命保険

メディパル積立

医療保険

団体総合生活保険
(傷害・日常生活)

団体総合生活保険
(医療・がん)

団体総合生活保険
(介護・休職)

よくあるご質問



病気・ケガ・介護・賠償責任など様々なリスクに対応！

団体総合生活保険

お手続きは
e-CHOICEから！
詳しくはP.7

働き盛りの間の補償上乘せに！以下の4プランから選択できます！

⑤ 医療補償

ご加入プランと補償内容

		このようなときにお支払いします	お支払額	1年更新	
通院なしプラン	入院	病気で入院したとき (1入院360日限度)	1日あたり		
		ケガで入院したとき (1入院360日限度)	5,000円		
通院ありプラン	手術*1	重大手術をしたとき	200,000円		
		上記以外の手術	入院中		50,000円
			入院中以外		25,000円
	放射線治療*3	放射線治療を受けたとき	50,000円		
	退院後通院	入院し退院後に通院したとき (退院日の翌日から180日以内の通院が対象、 1回の入院後の通院について90日限度)	1日あたり 3,000円		
	先進医療	先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料と同額 通算 1,000万円 限度		

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

*3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

※保険期間中の増額・特約追加はできません。

一生涯保障のがん保険の上乗せに！

⑥ がん補償



がんのリスクに備えて

がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。

初期のがんでも

「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

再発・転移しても

がん診断保険金は、初めてがんと診断確定されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

補償内容

		このようなときにお支払いします	お支払額	1年更新
	がん診断	がんと診断確定*4されたとき	入院の有無にかかわらず 一時金として 50・100万円	

*4 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

保険期間

2025年6月1日 午後4時～1年間

以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

※掲載されていないプランについては、別冊をご確認ください。

保険料控除開始月

8月給与(月払)

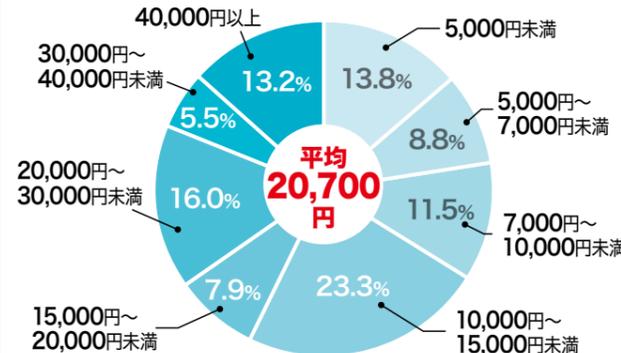


入院費って いくらかかるの？

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]



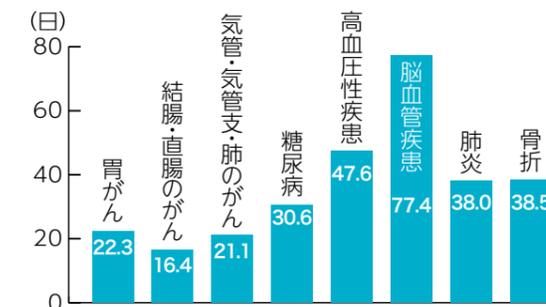
[出典](公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

さらに 病気によっては 入院期間が長くかかります。

退院患者平均在院日数



[出典]「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから 入院や手術を補償する 「医療補償」だと安心です。

保険料

保険期間1年、団体割引25%、損害率による割引率10%

本人型	⑤医療補償				⑥がん補償 50万円 (1口あたり) C1 最高2口まで
	退院後通院なし 先進医療なし M15 1口のみ	退院後通院あり 先進医療なし M16 1口のみ	退院後通院なし 先進医療あり M17 1口のみ	退院後通院あり 先進医療あり M18 1口のみ	
0～4歳	500円	570円	570円	640円	—
5～9歳	400円	470円	470円	540円	50円
10～14歳	380円	450円	450円	520円	80円
15～19歳	430円	500円	500円	570円	60円
20～24歳	550円	630円	620円	700円	30円
25～29歳	580円	670円	650円	740円	60円
30～34歳	600円	700円	670円	770円	100円
35～39歳	640円	750円	710円	820円	150円
40～44歳	730円	850円	800円	920円	220円
45～49歳	940円	1,090円	1,010円	1,160円	310円
50～54歳	1,170円	1,370円	1,240円	1,440円	500円
55～59歳	1,590円	1,890円	1,660円	1,960円	780円
60～64歳	2,260円	2,690円	2,330円	2,760円	1,130円
65～69歳	3,070円	3,720円	3,140円	3,790円	1,500円

⑤医療補償 ⑥がん補償にご加入できる方(被保険者・補償の対象となる方)

メディパルグループの役員および従業員ご本人とご家族(配偶者*1、同居の親族*2、別居の扶養親族(子ども・父母))で、2025年6月1日時点、満69歳以下の方*3

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。詳細は別冊をご覧ください。

*2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

*3 「⑥がん補償」は満5歳以上、ともに79歳まで更新加入できます。



病気・ケガ・介護・賠償責任など様々なリスクに対応！

団体総合生活保険

お手続きは
e-CHOICEから！
詳しくはP.7

介護に必要な初期費用の準備に！

⑦ 介護補償

おすすめ！

公的介護保険はあるけれど…？

もしもに備えて「介護補償」があると安心です。



介護にかかる
お金は…？

一時費用*1の合計：
平均約**74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッドなどの福祉用品の購入などで初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

年齢	公的介護保険
5～39歳	給付対象外
40～64歳	特定16疾患を原因とする要介護状態のみ (第2号被保険者)

公的介護保険は
年齢や原因によっては
対象にならないのよね…

補償内容

補償内容	このようにときにお支払いします	お支払額	更新
要介護	所定の要介護状態*2と認定されたとき	年齢・原因を問わず 一時金として 100・200・300万円	1年更新

*2 所定の要介護状態とは、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合をいいます。

保険料

保険期間1年、団体割引25%、損害率による割引率10%

本人型	N1			
	最高3口まで			
保険金額	100万円(1口あたり)			
保険料(月払)	5～9歳	10円	45～49歳	60円
	10～14歳	10円	50～54歳	90円
	15～19歳	10円	55～59歳	120円
	20～24歳	10円	60～64歳	270円
	25～29歳	10円	65～69歳	550円
	30～34歳	10円	70～74歳	1,210円
	35～39歳	30円	75～79歳	2,780円
40～44歳	50円	80～84歳	5,260円	

公的介護保険の認定基準

要支援1	日常生活を自立してほぼ行えるが、要介護予防のために軽度の支援が必要。
要支援2	日常生活に支援が必要であるが改善の可能性があり介護には至らない。
要介護1	自立歩行が不安定で入浴や排せつなど部分的な介助が必要。
要介護2	自立歩行が困難で入浴や排せつなどに部分的または全面的な介助が必要。
要介護3	自立歩行が行えず入浴や排せつ、衣服着脱などに部分的または全面的な介助が必要。
要介護4	日常生活能力が低下し入浴や排せつ、衣服着脱などに全面的な介助が必要。
要介護5	意思の伝達が困難となり介助なしでは日常生活が不可能で全面的な介助が必要。

⑦介護補償にご加入できる方(被保険者・補償の対象となる方)

メディパルグループの役員および従業員ご本人とご家族(配偶者*3、同居の親族*4、別居の父母、別居の扶養の子ども)で、2025年6月1日時点、満5歳以上満84歳以下の方

*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。詳細は別冊をご覧ください。

*4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

保険期間

2025年6月1日 午後4時～1年間

以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

保険料控除開始月

8月給与(月払)

働けなくなった時の収入減少をサポート！

⑧ 休職補償

おすすめ！

会社をお休みする
原因が**病気・ケガ**の
いずれでも補償の
対象となります！

ケガによる就業障害



病気による就業障害



自宅療養で就業障害



補償内容

補償内容	このようにときにお支払いします	お支払額	更新
就業障害	病気やケガで働けない状態が90日超継続したとき 最長5年間*1	月額 5～25万円	1年更新

*1 精神障害による就業障害は最長2年間補償されます。
*2 天災危険補償特約(団体長期障害所得補償用)セット

保険料

保険期間1年、団体割引25%

本人型	G1		
	最高5口まで		
支払基礎所得額(月額)	5万円(1口あたり)		
保険料(月払)	性別	男性	女性
	15～24歳	160円	90円
	25～29歳	170円	120円
	30～34歳	190円	170円
	35～39歳	240円	260円
	40～44歳	370円	450円
	45～49歳	590円	720円
	50～54歳	970円	1,120円
	55～59歳	1,690円	1,770円
	60～64歳	3,090円	2,900円

加入限度口数早見表

年収区分	加入限度口数	保険金額(月額)
150万円以上～300万円未満	1口	5万円
300万円以上～450万円未満	2口	10万円
450万円以上～600万円未満	3口	15万円
600万円以上～750万円未満	4口	20万円
750万円以上～	5口	25万円

※5万円×口数が平均月間所得額の40%以内になるように設定してください。

平均月間所得額については、別冊のP.19をご覧ください。なお、保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

⑧休職補償にご加入できる方(被保険者・補償の対象となる方)

メディパルグループの役員および従業員ご本人で、2025年6月1日時点、満15歳以上満64歳以下の方